

# 被災ローン減免制度



(自然災害債務整理ガイドライン)

**Q** この制度を使うのに弁護士(登録支援専門家)の費用はかかりますか？

いいえ。弁護士費用はかかりません。

**Q** この制度を使うと保証人に迷惑をかけるのでは？

いいえ。この制度を使う場合、原則として保証人にローンを請求しないことになっています。

**Q** この制度を使うと新しいローンを組めないのでは？

破産したときと違って、この制度ではいわゆるブラックリスト(信用情報)に登録されることはありません。ですので、この制度によって新しいローンが組めなくなるということはありません。

**Q** この制度はどういう制度ですか？

支援金・弔慰金に加えてこれとは別に預貯金を500万円まで手元に残し(原則)、ローンと抵当権を整理する制度です。原則として、500万円を超える部分と、土地の買上げ代金をローンの返済にあて、残ったローンを免除してもらうことができます。不動産を売却するかわりに、不動産の時価額を支払うことにより、不動産を手元に残すこともできます。ただし、利用できる方とそうでない方がいらっしゃいますので、まずは、弁護士会にお気軽にご相談ください。

## 例えば…

地震保険金の500万円や支援金の100万円を手元に残し、それ以外の財産をローンの返済にあてることで、残りのローンは免除され、支払わなくてよいこととなりました。

ご相談は…

弁護士会無料電話相談へ

0120-888-769 (12時~16時)

面談でのご相談も行っています。

岡山 弁護士会法律相談センター

086-234-5888

(事前にお電話でご予約ください。平日9時~17時)

まずは、お電話にて  
お気軽にご相談ください。

制度の詳しい説明や、利用するかどうかについて、弁護士から無料で個別に相談を受けることができます。まずは、お気軽に弁護士会までお問い合わせください。